

自治体のDX推進について



総務省

令和 2 年 11 月 24 日

地域力創造グループ
地域情報政策室

【デジタル改革関係閣僚会議(9/23)における菅内閣総理大臣の発言】

この政権においては、かねて指摘されてきたこれらの課題を根本的に解決するため、行政の縦割りを打破し、大胆に規制改革を断行します。そのための突破口として、デジタル庁を創設いたします。

この新たな組織の創設により、国、自治体のシステムの統一・標準化を行うこと、マイナンバーカードの普及促進を一気呵成に進め、各種給付の迅速化やスマホによる行政手続きのオンライン化を行うこと、民間や準公共部門のデジタル化を支援するとともに、オンライン診療やデジタル教育などの規制緩和を行うことなど、国民が当たり前で望んでいるサービスを実現し、デジタル化の利便性を実感できる社会をつくっていきたいと考えます。

【マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善WG (9/25)における菅内閣総理大臣の要旨（抜粋）】

オンラインで確実な本人確認ができ、デジタル社会に不可欠なマイナンバーカードについては、ようやく普及率が2割を超えました。今から2年半後の令和4年度末には、ほぼ全国民に行き渡ることを目指し、普及策を加速してまいります。このために、カードをお持ちでない方に改めてQRコード付きの申請書を早急にお送りするとともに、5,000円分の買い物ができるマイナポイントについて、国民への周知徹底をし、来年3月から始まるマイナンバーカードの健康保険証利用について、利用が加速されるように取り組んでまいります。

第3章「新たな日常」の実現 / 1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・活用とその環境整備（デジタル・ニューディール） / （1）次世代型行政サービスの強力な推進 — デジタル・ガバメントの断行

① デジタル・ガバメント実行計画の見直し及び施策の実現の加速化

政府全体で様々な行政手続のデジタル化を一気に実現する。内閣官房は現行のデジタル・ガバメント実行計画を年内に見直した上で各施策の実現の加速化を図る。その際に、これまでの教訓を活かし、業務プロセスそのものの見直しを含め、できることのみならず、必要なことを全て同計画に盛り込む。また、行政のデジタル化の集中改革を強力に推進するため、内閣官房に民間専門家と関係府省庁を含む新たな司令塔機能を構築し、マイナンバー制度と国・地方を通じたデジタル基盤の在り方、来年度予算・政策等への反映を含め、抜本的な改善を図るため、工程を具体化する。これらの施策を一元的に推進するため、関係法令の改正を含めたIT基本法の全面的な見直しを行う。これにより、今後のデジタル化推進のための新たな基本理念や方針を規定するとともに、政府CIOの機能の強化等を定め、政府全体に横串を刺した社会全体のデジタル化の取組の抜本的強化を図る。国家公務員のDXの推進環境を整備する。

（後略）

③ 国・地方を通じたデジタル基盤の標準化の加速

（中略）

今般の各種給付金等の事務処理に相当の負荷が生じた教訓等を踏まえ、総務省は、地方自治体のAI・RPA活用、セキュリティも踏まえた最適なクラウド化やデジタル人材不足の解消を中心にICT化を抜本的に進める計画を年内に策定し、具体的なKPIを設定して取組を加速する。また、地方のデジタル人材不足に対して、デジタル専門人材の中長期派遣や複数地方自治体でのCIO兼務等を推進する。

（後略）

- デジタル変革の加速による「新たな日常」の構築のため、デジタル改革担当大臣と連携し、国・地方を通じたデジタル・ガバメントの構築に向けた取組を早急に進める。
- 特に、マイナンバー制度の活用とマイナンバーカードの機能発揮を通じた更なる普及を図り、行政のデジタル化を推進する上で、住民に身近な行政サービスを担う地方公共団体との協力が極めて重要。

行政のデジタル化の鍵である

1. マイナンバーカードの普及

- 令和4年度（2022年度）末には、ほぼ全国民に行き渡ることを目指し、普及策を加速
- 市町村の「**交付円滑化計画**」の改訂により**普及促進策**や**交付体制の強化**を要請するとともに、各市町村の取組を支援。未取得者へのQRコード付き申請書の個別送付など申請促進に注力

地方のデジタル化の基盤となる

2. 地方公共団体の情報システムの標準化

- 地方公共団体に、国が定める標準仕様に準拠した情報システムの利用を求める法案を、**次期通常国会**に提出予定（※住民記録、地方税、社会保障等の基幹系システム）。国の主導的な支援により、令和7年度（2025年度）末までの移行を目指す
- 標準化に伴う業務プロセスの見直しや行政手続のオンライン化などに計画的に取り組めるよう、国による指針・支援策等を内容とする「**自治体DX推進計画(仮称)**」を年内に策定

個人情報保護とデータ流通の両立を図る

3. 個人情報保護制度の見直し

- 民間と国の行政機関の個人情報保護法制の一元化を検討。それと歩調を合わせ、地方公共団体の全国的な共通ルールを法律で設定する方向で検討
- **次期通常国会**に法案の提出を目指す

国・地方を通じたデジタル・ガバメントの構築を加速化

地方六団体と総務大臣との意見交換会（10/13開催）

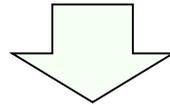
- 地方六団体の会長との意見交換会を開催し、マイナンバーカードの取得促進をはじめ、地方行政のデジタル化に向けた協力を要請。
- 各会長から、国とともにデジタル化の推進を図る旨の発言あり。

自治体の業務システムの統一・標準化の加速策の方向性

現在、住民記録、地方税、福祉など、**自治体の主要な業務を処理する情報システム（基幹系情報システム）の標準仕様を、関係府省で作成し、自治体が標準仕様に準拠したシステムを導入することを目指している。**このプロセスを「法制化」とともに、「**目標時期を設定**」することで、自治体の業務システムの統一・標準化を加速化する。

各自治体の計画的な取組の必要性

情報システムの標準化によって、**手続の簡素化、迅速化、行政の効率化等の成果を得るためには、各自治体において、標準化されたシステムを前提とした業務プロセスの見直しや関連業務も含めたシステム最適化、手続のオンライン化などに、全庁的な推進体制を確立して計画的に取り組むことが必要。**



総務省として、**各自治体における取組の指針と国による支援策を内容とする「自治体DX推進計画（仮称）」**を、年内に策定予定